録に記録された情報の内容を出力することにより作成した書面」と、同条第四項中「受理した」とあるのは「電磁的方法により提供された」と、「は、その」とあるのは「に記載すべき事項を記録した電磁的記録は、その」と、「その提出」とあるのは「その提供」と、同条第五項中「受理した」とあるのは「電磁的方法により提供された」と、「は、当該書類に記載された」とあるのは「に記載すべき事項を記録した電磁的記録は、当該電磁的記録に記録された」と、「その提出」とあるのは「その提供」と、同条第六項中「第三条の六第六項」とあるのは「第三条の十六の二第十項の規定により読み替えられた第三条の六第六項」と、「書類の写しの作成及び保存並びに当該書類の保存」とあるのは「書類に記載すべき事項が記録された電磁的記録又は当該電磁的記録に記録された情報の内容を出力することにより作成した書面の保存」と、「同条第十項第一号及び第十一項中「施行令」とあるのは「施行令第二条の三十一において準用する施行令」とあるのは「、施行令」とあるのは「、施行令第二条の三十一において準用する施行令」と、「読み替えられた施行令」とあるのは「読み替えられた施行令第二条の三十一において準用する施行令」と、「と読み替える」とあるのは「と、「又は施行令」とあるのは「又は施行令第二条の三十一において準用する施行令」と、同条第十一項中「施行令」とあるのは「施行令第二条の三十一において準用する施行令」と、「財産形成非課税住宅貯蓄廃止申告書」とあるのは「財産形成非課税年金貯蓄廃止申告書」と読み替える」とする。

第三条の十七第一項中「書類」の下に「（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）」を加え、同条第四項第一号中「提出する者」の下に「（以下この号において「提出者」という。）」を加え、同条第五項中「これらの申告書」の下に「（電磁的方法（法第四条の五第五項に規定する電磁的方法をいう。次項及び第十一項において同じ。）により提供されたこれらの申告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）」を加え、同条第六項中「特定寄附信託異動申告書に」を「特定寄附信託異動申告書（電磁的方法により提供された当該特定寄附信託異動申告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に」に改め、同条第十項中「写し」の下に「（これらの申告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。次項において同じ。）」を加え、同条第十一項中「写し」の下に「又は電磁的方法により提供されたこれらの申告書に記載すべき事項が記録された電磁的記録若しくは当該電磁的記録に記録された情報の内容を出力することにより作成した書面」を加え、同条第十二項及び第十三項中「第四条の五第六項」を「第四条の五第九項」に改める。

第三条の十八第二項第一号中「場合にあつては」を「場合には」に改め、同項第七号中「応じ」を「応じ」に改め、同項第八号中「第七項第四号」を「第六項第五号」に改め、同条第三項中「（第一号において「特例書類」という。）」を削り、同項第二号中「場合にあつては」を「場合には」に改め、同条第五項第三号中「損益分配割合」を「損益分配割合等（特例対象組合にあつては損益分配割合をいい、特例対象信託にあつては当該特例対象信託の信託財産に帰せられる収益の額のうちに所得税法第十三条第一項の規定により当該特例対象信託の各組合員等の収益とみなされる額の占める割合をいう。第十五項第四号、第二十二項第八号及び第二十三項において同じ。）」に改め、同条第六項を削り、同条第七項第五号中「にあつては」を「には」に改め、同条第八項第三号を削り、同項を同条第七項とし、同条第三十三項中「にあつては」を「には」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十二項中「法第五条の二第十七項」を「法第五条の二第十九項」に、「第九項、第十二項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項、第二十項及び第二十二項」を「第十項、第十三項、第十五項、第十七項、第十八項、第二十項、第二十二項及び第二十四項」に改め、同項の表第二項第二号の項中「第五条の二第十七項」を「第五条の二第十九項」に改め、同表第九項並びに第十二項第三号及び第四号の項中「第九項並びに第十二項第三号」を「第十項並びに第十三項第三号」に改め、同表第十四項第五号の項中「第十四項第五号」を「第十五項第五号」に改め、同表第十四項第六号及び第七号、第十六項、第十七項並びに第十九項の項中「第十四項第六号」を「第十五項第六号」に、「第十六項、第十七項並びに第十九項」を「第十七項、第十八項並びに第二十項」に改め、同表第二十項第二号の項中「第二十項第二号」を「第二十二項第二号」に改め、同表第二十項第三号イの項中「第二十項第三号イ」を「第二十二項第三号イ」に改め、同表第二十二項の項中「第二十二項」を「第二十四項」に改め、同条第三十二項を同条第三十五項とし、同条第三十一項中「第三条第二十四項」を「第三条第二十六項」に、「、第二十四項」を「、第二十六項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同項の次に次の一項を加える。

34　法第五条の二第十七項に規定する財務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうち送信者等の使用に係る電子計算機と受信者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じてその提供すべき事項に係る情報（次号において「記載情報」という。）を送信し、受信者等の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する方法

二　光ディスク、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製する受信者ファイルに記載情報を記録したものを交付する方法

第三条の十八第三十項中「第三条第二十二項」を「第三条第二十四項」に、「同条第二十三項」を「同条第二十五項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十六項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十九項中「第三条第二十三項」を「第三条第二十五項」に、「第二十四項」を「第二十六項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十八項中「第三条第二十二項」を「第三条第二十四項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十六項中「第三条第二十一項」を「第三条第二十三項」に、「第二十四項」を「第二十六項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十四項中「第三条第二十項」を「第三条第二十二項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十二項中「第三条第十九項」を「第三条第二十一項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十項中「第三条第十八項」を「第三条第二十項」に、「損益分配割合」を「損益分配割合等」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十九項中「場合にあつては」を「場合には」に改め、同項第三号中「応じ」を「応じ」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十八項中「に」を「法第五条の二第十七項に規定する電磁的方法により提供された当該非課税適用申告書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に」に改め、同項を同条第二十項とし、同項の次に次の一項を加える。

21　第十項及び第十一項の規定は、法第五条の二第十三項において準用する同条第十一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第十項中「とし、非課税適用申告書」とあるのは「とし、同条第十二項第一号又は第三号に定める申告書」と、「で、非課税適用申告書」とあるのは「で、これらの号に定める申告書」と、「（非課税適用申告書」とあるのは「（これらの号に定める申告書」と読み替えるものとする。

第三条の十八第十八項中「第三条第十五項」を「第三条第十七項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「第十九項」を「第二十項」に、「第三条第十五項」を「第三条第十七項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中「第三条第十五項」を「第三条第十七項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項を同条第十六項とし、同条第十四項中「（以下この項において「異動届出書」という。）」を削り、同項第一号中「異動届出書」を「届出書」に改め、同項第四号中「第六項に規定する損益分配割合（以下この条において「損益分配割合」という。）」を「損益分配割合等」に改め、同項第六号中「異動届出書」を「届出書」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項中「（以下この項において「異動申告書」という。）」を削り、同項第一号及び第二号中「異動申告書」を「申告書」に、「場合にあつては」を「場合には」に改め、同項第三号中「異動申告書」を「申告書」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。